

瀬戸内市総合教育会議運営要領

(総則)

第1条 瀬戸内市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、瀬戸内市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに協議又は調整すべき事項を提示して構成員に通知するとともに、ホームページ等で周知するものとする。

(議事進行)

第3条 市長は、会議の議長となり、議事進行を行う。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴申出書（別記様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会議が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で議長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。

2 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

3 傍聴人は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 傍聴人は、全て議長の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第6条 議長は、会議を円滑にするために必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 議長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当該退場を命ぜられた会議を再び傍聴することができない。

(議事録の記載事項)

第8条 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 開催日時

(2) 出席構成員の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) その他議長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から施行する。

別記様式(第4条関係)

瀬戸内市総合教育会議 傍聴申出書

期日： 年 月 日開催

場所：

受付番号	
氏名	
住所	
備考	

※受付番号欄は記入しないで下さい。

【注】傍聴される方は、この申出書を受付に提出してください。